

特 許 協 力 条 約

発信人：日本国特許庁（国際調査機関）

あて先
高木 裕 様
〒215-0011
日本国
神奈川県川崎市麻生区百合丘一丁目16-2-4
05

P C T

国際調査機関の見解書

(法施行規則第40条の2)
[P C T 規則43の2.1]

出願人又は代理人の書類記号 PA2018-09PCT		発送日 (日.月.年) 21.01.2020		
国際出願番号 PCT/JP2019/048334		国際出願日 (日.月.年) 10.12.2019	優先日 (日.月.年) 21.12.2018	
国際特許分類 (IPC) A01G 22/30(2018.01)i; A01G 24/44(2018.01)i				
出願人 (氏名又は名称) 株式会社グリーンズグリーン				

今後の手続については、
下記2を参照すること。

<p>1. この見解書は次の内容を含む。</p> <ul style="list-style-type: none"> <input checked="" type="checkbox"/> 第I欄 見解の基礎 <input type="checkbox"/> 第II欄 優先権 <input type="checkbox"/> 第III欄 新規性、進歩性又は産業上の利用可能性についての見解の不作成 <input type="checkbox"/> 第IV欄 発明の単一性の欠如 <input checked="" type="checkbox"/> 第V欄 新規性、進歩性及び産業上の利用可能性についてのPCT規則43の2.1(a)(i)に基づく見解並びにその見解を裏付ける文献及び説明 <input type="checkbox"/> 第VI欄 ある種の引用文献 <input type="checkbox"/> 第VII欄 国際出願の欠陥 <input type="checkbox"/> 第VIII欄 国際出願についての意見 <p>2. 今後の手続</p> <p>国際予備審査の請求がされた場合は、出願人がこの国際調査機関とは異なる国際予備審査機関を選択し、かつ、その国際予備審査機関がPCT規則66.1の2(b)の規定に基づいて国際調査機関の見解書を国際予備審査機関の見解書とみなさない旨を国際事務局に通知していた場合を除いて、この見解書は国際予備審査機関の最初の見解書とみなされる。</p> <p>この見解書が上記のように国際予備審査機関の見解書とみなされる場合、様式PCT/ISA/220を送付した日から3月又は優先日から22月のうちいずれか遅く満了する期限が経過するまでに、出願人は国際予備審査機関に、適当な場合は補正書とともに、答弁書を提出することができる。</p> <p>さらなる選択肢は、様式PCT/ISA/220を参照すること。</p>	
---	--

名称及びあて先 日本国特許庁(ISA/JP) 〒100-8915 日本国 東京都千代田区霞が関三丁目4番3号	見解書を作成した日 14.01.2020	権限のある職員 (特許庁審査官) 川野 汐音 2B 4785 電話番号 03-3581-1101 内線 3237
--	-----------------------------	--

第 I 欄

見解の基礎

1. 言語に関し、この見解書は以下のものに基づき作成した。

- 出願時の言語による国際出願
 出願時の言語から国際調査のための言語である _____ 語に翻訳された、この国際出願の翻訳文（PCT規則12.3(a)及び23.1(b)）

2. この見解書は、PCT規則91の規定により国際調査機関が許可した又は国際調査機関に通知された明らかな誤りの訂正を考慮して作成した（PCT規則43の2.1(b)）。

3. この国際出願で開示されたヌクレオチド又はアミノ酸配列に関して、以下の配列表に基づき見解書を作成した。

a. 出願時における国際出願の一部を構成する配列表

附属書C/ST.25テキストファイル形式

紙形式又はイメージファイル形式

b. 国際出願とともに、PCT規則13の3.1(a)に基づき国際調査のためにのみ提出された、附属書C/ST.25テキストファイル形式の配列表

c. 国際出願日後に、国際調査のためにのみ提出された配列表

附属書C/ST.25テキストファイル形式（PCT規則13の3.1(a)）

紙形式又はイメージファイル形式（PCT規則13の3.1(b)及びPCT実施細則第713号）

4. さらに、複数の版の配列表又は配列表の写しが提出され、変更後の配列表又は追加の写しに記載された情報が、出願時における配列表と同一である旨、又は出願時における国際出願の開示の範囲を超えない旨の陳述書の提出があった。

5. 補足意見：

第V欄

新規性、進歩性及び産業上の利用可能性についてのPCT規則43の2.1(a)(i)に基づく見解並びにその見解を裏付ける文献及び説明

1. 見解

新規性 (N)	請求項	2,5-6	有
	請求項	1,3-4	無
進歩性 (IS)	請求項		有
	請求項	1-6	無
産業上の利用可能性 (IA)	請求項	1-6	有
	請求項		無

2. 文献及び説明:

文献1 : JP 2006-158303 A (株式会社スリオンテック) 22.06.2006(2006-06-22)
[0036], [0057], 図3

文献2 : JP 2018-198591 A (株式会社明豊建設) 20.12.2018(2018-12-20)
[0002]

文献3 : JP 2016-182097 A (株式会社明豊建設) 20.10.2016(2016-10-20)
[0021]

文献4 : JP 11-289864 A (千葉 茂雄) 26.10.1999(1999-10-26)
[0045], [0049]-[0050]

請求項1に係る発明は、文献1から新規性及び進歩性を有しない。

文献1には、「両面粘着シートと、両面粘着シート上に載り、綿布上に群落が形成されたスナゴケと、を圧着することにより、仮根を含むスナゴケの配偶体の基部を両面粘着シートの一方の面に固定したコケ粘着シート」が記載されている（特に、[0036]、[0057]、図3を参照）。

ここで、文献1に記載された発明において、綿布上にスナゴケの群落が形成されており、仮根を含むスナゴケの配偶体の基部が両面粘着シートの一方の面に固定されている。そうすると、文献1に記載された発明において、綿布上部にスナゴケの群落が形成されており、綿布内部に仮根が挿入されており、綿布内部が、内部に仮根を挿入させる空隙を有した網目構造を備えていることは明らかである。

したがって、請求項1に係る発明と文献1に記載された発明に差異はない。

請求項3に係る発明は、文献1から新規性及び進歩性を有しない。

文献1に記載された発明において、仮根を含むスナゴケの配偶体の基部が両面粘着シートの一方の面に固定されているから、スナゴケの配偶体の基部が綿布を貫通していると認められる。そうすると、文献1に記載された発明において、スナゴケの仮根が綿布の下端から出るように、綿布内部の空隙が上下端面間で連通していることは明らかである。

請求項4に係る発明は、文献1から新規性及び進歩性を有しない。

請求項4に係る発明と文献1に記載された発明とを対比すると、文献1に記載された発明の「両面粘着シート」は、請求項1に係る発明の「保持部材」に相当する。

また、文献1に記載された発明において、両面粘着シート上に綿布が載っており、仮根を含むスナゴケの配偶体の基部が両面粘着シートの一方の面に固定されている。そうすると、文献1に記載された発明において、綿布の下端面から出た仮根の先端が、綿布と両面粘着シートの間で挟まれていることは明らかである。

請求項2-4に係る発明は、文献1-3から進歩性を有しない。

請求項2-4に係る発明と文献1に記載された発明とを対比すると、以下の点で相違する。

[1] 請求項2-4に係る発明は、敷設されるスナゴケ成苗の量が、150ないし180g/m²であるのに対し、文献1に記載された発明は、敷設されるスナゴケ成苗の量が不明な点。

相違点[1]について検討する。

スナゴケを敷設して活着させる植生シートにおいて、スナゴケの敷設量を1m²当たり150-180gとすることは周知技術である（必要であれば、文献2の[0002]、文献3の[002

第V欄

新規性、進歩性及び産業上の利用可能性についてのPCT規則43の2.1(a)(i)に基づく見解並びにその見解を裏付ける文献及び説明

1]を参照)。そして、文献1に記載された発明において、上記周知技術を適用して、スナゴケの敷設量を 1 m^2 当たり $150-180\text{ g}$ 程度とすることは、当業者が適宜なし得たことである。

請求項5に係る発明は、文献1-4から進歩性を有しない。

請求項5に係る発明と文献1に記載された発明とを対比すると、さらに、以下の点で相違する。

[2]請求項5に係る発明は、表層部が、内層部を構成する繊維の表面の起毛部分によって構成されているのに対し、文献1に記載された発明は、綿布上部がそのような構成を有しているのか不明な点。

相違点[2]について検討する。

文献4には、「苔蘚植物の仮根が絡まり着いて苔蘚が支えられており、ニードルパンチングフェルトから構成され、繊維が起立して並んだ表面を有する有毛布帛19を備えた緑化パネル」が記載されている(特に、[0045]、[0049]-[0050]を参照)。

また、文献1に記載された発明のコケ粘着シートは、綿布にスナゴケの群落が形成されているから、綿布にスナゴケの仮根が絡まり、綿布がスナゴケを支えていることは明らかである。そうすると、文献1に記載された発明の綿布と、文献4に記載された発明の有毛布帛19とは、コケの仮根を絡めてコケを支えるという点で共通の機能を有している。したがって、文献1に記載された発明の綿布に代えて、文献4に記載された発明の有毛布帛19を採用することは、当業者が容易に想到し得たことである。

請求項6に係る発明は、文献1-4から進歩性を有しない。

請求項6に係る発明と文献1に記載された発明とを対比すると、さらに、以下の点で相違する。

[3]請求項6に係る発明は、内層部が、ポリエステルまたはポリプロピレン製の繊維からなる不織布によって形成されているのに対し、文献1に記載された発明は、綿布である点。

相違点[3]について検討する。

スナゴケを敷設して活着させる植生シートとして、ポリエステルまたはポリプロピレン製のシートを用いることは周知技術である(必要であれば、文献2の[0002]、文献3の[0021]を参照)。そして、文献1に記載された発明に、文献4に記載された発明を適用する際に、上記周知技術を考慮して、ニードルパンチングフェルトの材質を、ポリエステルまたはポリプロピレンとすることは、当業者が適宜なし得たことである。